

年末たすけあい運動「慰問金」交付対象外の福祉施設等入所者について

※次の福祉施設入所者は年末たすけあい運動「慰問金」の対象外となります。

老人福祉法に定められている施設

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム など

介護保険法に定められている施設

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)など

障害者総合支援法に定められている事業

- 施設入所支援
- 居住支援(グループホーム、福祉ホーム)

児童福祉法に定められている施設

- 乳児院
- 障害児入所施設
- 児童心理治療施設
- 医療型障害児入所施設 など

※上記以外の施設については、施設の種類等によって取扱いが異なる場合があります。
申請についてご不明な点がある場合は、多摩区社会福祉協議会までお問い合わせください。

※法人格のないグループホームなど上記施設以外の施設入所者からの申請(民生委員
児童委員の報告等)があった場合には、「年末たすけあい運動配分委員会」において決定します。